附則第六条第一項及び第四項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第八条第五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改め、同条第六項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「とあるのは、「」の下に「、第六十八条の十五」を加え、同条第七項中「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四」に改め、同条第九項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の十二の二」を「、第四十二条の十二の二」に改め、同条第十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第六十八条の十五」とあるのは「及び第六十八条の十五」と、「まで及び第六十八条の十五の五」とあるのは「まで」を「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び第六十八条の十五の六」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四」とする。

12　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び第六十八条の十五の五」とする。

附則第九条第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二中「又は前項」と」の下に「、「同項」とあるのは「第一項」と」を加え、「」と、「」とする」とあるのは「」とし」を削り、「金額」とする」を「金額」と」に改める。

附則第十条第四項を削り、同条第五項中「第八号」を「第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　道府県は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合が、同項第四号に規定するマンション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業により、同法第百三条に規定する要除却認定マンション及びその敷地を取得した場合には、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二並びに第十一条第二項及び第十項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第二項中「第七十三条の二十七の二第一項」の下に「、第七十三条の二十七の三第一項」を加える。

附則第十一条の五第三項及び第十一条の六中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改める。

附則第十二条第一項中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同条第三項中「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の三第一項中「自家用の自動車で」を「営業用の自動車（」に、「）以外のもの」を「以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に、「率に百分の四十」を「率に二分の一」に改める。

附則第十二条の三第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール」に、「、メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール」に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。）及びガソリン」に、「第三項に」を「次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第百四十七条第一項第一号イ	第百四十七条第一項第一号ロ
七千五百円	八千六百円
八千五百円	九千七百円
九千五百円	一万九百円
一万三千八百円	一万五千八百円
一万五千七百円	一万八千円
一万七千九百円	二万五百円
二万五百円	二万三千五百円
二万三千六百円	二万七千百円
二万七千二百円	三万千二百円
四万七百円	四万六千八百円
二万九千五百円	三万三千九百円
三万四千五百円	三万九千六百円
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万千七百円
五万千円	五万八千六百円
五万八千円	六万六千七百円
六万六千五百円	七万六千四百円
七万六千五百円	八万七千九百円